

参考資料 1

探究科等新学科設置及び普通科活性化に係る検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 高大接続改革や学習指導要領の改訂等、国の教育改革の動向を踏まえながら、生徒が自ら学び考える主体的な学習への転換を図り、変化の激しい21世紀社会を生き抜く力を養成するための方策についての意見を求めるとともに、今後の在り方について具体的な検討を行うため、「探究科等新学科設置及び普通科活性化に係る検討委員会」（以下「検討委員会」という）を設置する。

(職務)

第2条 検討委員会は、山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という）が検討を依頼する次の事項について調査・検討し、教育長に報告する。
『探究科等新学科の設置及び普通科活性化の方策について』

(組織)

第3条 検討委員会は、9人の委員で組織する。

2 委員は、教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から報告書が提出される日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、教育長が招集する。

2 検討委員会は、委員が過半数以上出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員が会議を欠席する場合は、委員長の判断により代理出席を認めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、県教育庁高校教育課高校改革推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月9日から施行する。

